日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行 東京都

二十六条第二項中「次のとおりとする」を「別に定め

同項の様式を削る。

次

目

8

交

規

○東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正す ○東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程………

○東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部

程 交

規

うに定める。 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のよ ●交通局規程第十六号

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内

淳

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三

十七号)の一部を次のように改正する。 第五条中「認印又は」を削る。

第十五条中「次のとおりとする」を「別に定める」に改

る。

1

め

同条の様式を削る

る」に改め、

この規程は、

令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十七号

を次のように定める。 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内

淳

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改

正する規程

規程第十号)の一部を次のように改正する。 東京都地下高速電車旅客営業規程 (昭和三十五年交通局

ろとする」に改め、同項に次の二号を加える。 ければならない」を「する場合は、次の各号に定めるとこ た場合は、その訂正箇所に相当の認印または証印を押さな 第十条第一項中「認印又は」を削り、同条第二項中「し

削り、 「相当の認印のない」を「二重線を引いていない」に改め 第三十五条第二項第一号中「発行者または使用者が」を その訂正箇所に二重線を引かなければならない。 その訂正箇所に職印を押させなければならない。 旅客が記載した書類の記載事項を訂正する場合は、 発行者が記載した書類の記載事項を訂正する場合は 同項第二号中「記入事項」を「旅客が記入事項」に、

所に二重線を引いていないもの」に改め、 第四十一条第五項の様式中「海阜番の製臼」を「町日鰯 「その他の記入

がない」を「二重線や引いていない」に改める。 事項に

ついては

」の次に

「訂正

歯所に

」を加える。 「上、」に改める。 この規程は、 第四十四条第四項の様式中「⑮」を削り、 第四十二条の三第三項第二号の様式裏中「画学戦の閥臼 則 令和三年三月十三日から施行する。 いない

●交通局規程第十八号

する規程を次のように定める。 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内

淳

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の

一部を改正する規程

| 交通局規程第三十一号)の一部を次のように改正する。 ところとする」に改め、同項に次の二号を加える。 さなければならない」を「する場合は、 「した場合は、その訂正箇所に相当の認め印又は証印を押 第十二条第一項中「認め印又は」を削り、同条第二項中 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年 次の各号に定める

その訂正箇所に職印を押させなければならない。 発行者が記載した書類の記載事項を訂正する場合は 旅客が記載した書類の記載事項を訂正する場合は、

ŋ, 「相当の認め印がない」を「二重線を引いていない」に改 第二十一条第二項第一号中「発行者又は使用者が」を削 同項第二号中「記入事項」を「旅客が記入事項」に、 その訂正箇所に二重線を引かなければならない。 \triangleright

郵便番号 ミックス 艇

(郵送料を含む。) | 印 | 電話 ○三(三八一二)五二○一(代)ハ 六、六○○円 |刷 | 東京都文京区白山一丁目十三番七号ハ 六、六○○円 |所 | 豚 美 白 吊 材 式 会 社

美 印 刷 株

会 社

六、六〇〇円

行 発

|電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東

郵便番号 163-8001

定 価 本号 一箇月